

○飯塚市農業近代化資金利子補給要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第89号

(趣旨)

第1条 市は、農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)

第2条第3項に規定する農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。)を貸し付ける同条第2項各号に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、この告示の定めるところにより、予算の範囲内で当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(農業近代化資金の種類、利子補給期間等)

第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類、利子補給期間、利子補給率及び貸付利率は、次のとおりとする。ただし、利子補給期間は、県の承認した据置期間とし、その終期は、資金償還の基準日である1月20日とする。

農業近代化資金の種類	利子補給期間	利子補給率	貸付利率
1 農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、温室、サイロ、農業用貯溜槽、果樹棚、電気牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設又は家畜診療施設の改良、造成又は取得に必要な資金	3年以内	年1%以内	年5%以内
2 原動機、揚排水用器具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病虫害等防除機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具又は運搬用機具の取得に要する資金	2年以内	年1%以内	年5%以内
3 果樹の植栽に要する資金	5年以内	年1%以内	年5%以内
4 牛及び豚の購入に必要な資金	2年以内	年1%以内	年5%以内
5 耕地防風林の造成に要する資金	2年以内	年1%以内	年5%以内
6 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	2年以内	年1%以内	年5%以内

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる資金については、利子補給期間を5箇年以内とすることができる。

(1) 畜舎、果樹棚、温室及びかんすい施設に必要な資金

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた資金

(利子補給の契約)

第3条 第1条の規定により交付する利子補給についての契約は、市が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき第2条に規定する利子補給率で算出した融資平均高(融資高に各期中の日数を乗じた総和を365日で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 市は、融資機関から利子補給の請求があった場合において市が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第6条 市は、利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 市は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの告示又は第3条の契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(融資機関の協力義務)

第7条 融資機関は、市が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市農業近代化資金利子補給規程(昭和39年飯塚市規程第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。